

令和2年度

東近江市農業委員会
第4回（7月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和2年7月10日（金）午後1時30分から午後3時30分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314会議室

3. 出席委員 21人 欠席委員 0人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	12	出
2	出	13	出
3	出	14	出
4	出	15	出
5	出	16	出
6	出	17	出
7	出	18	出
8	出	19	出
9	出	20	出
10	出	21	出
		22	出
議長（会長）			

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 東近江市農用地利用集積計画（案）について

議案第5号 東近江農業振興地域整備計画の一部変更について

議案第6号 土地改良事業に係る非農用地区域の設定について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

報告第4号 農地の貸借権の合意解約の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局 長	参 事
主 幹	主 事

農業水産課

主 幹	主 事

6. 会議の内容

議 長 ただ今から、令和2年度第4回、7月期の月例総会を開会致します。
現在の出席者数は21名であり、この総会は成立致します。
日程第1は、議事録署名委員の指名であります。
議席番号19番〇〇〇〇委員、20番〇〇〇〇委員を指名致します。

議 長 日程第2は、議事の上程であります。

議 長 最初に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を
議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条
第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請
があったので、許可することについて意見を求めます。

事務局 今回、14件の申請があり、申請人及び申請地につきましては議案書に記載の
とおりです。
契約の種類につきましては、番号1と番号4、番号6から番号8、そして番号
11から番号14が売買です。番号2と番号3、そして番号9と番号10が交
換です。番号5が贈与です。
なお、番号11につきましては、社会福祉法人が本来農地を所有することはで
きませんが、農地を園児の学習農園として利用するために、所有権移転される
申請であり、農地法第3条第2項ただし書き、農地法施行令第2条第1項第1
号より、例外的に許可でき、下限面積要件も除かれます。
番号11を除く案件については、譲受人の取得後における耕作面積は下限面
積を上回っております。
いずれの案件も譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協

力するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。
また、農作業に必要な農機具について、番号11を除く案件の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糶摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、番号1、番号6、番号7、番号9、番号10の譲受人は世帯二人、番号2、番号3、番号5、番号8、番号12、番号14の譲受人は世帯三人、番号4は世帯四人で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。
これらのことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいております、問題はないと考えます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは審議に入ります。
1番について、何かご意見はございますか。
(異議なし)
それでは、2番と3番は交換です。何かご意見はございますか。
(異議なし)
それでは、4番について何かご意見はございますか。
(異議なし)
それでは、5番について何かご意見はございますか。
(異議なし)
それでは、6番について何かご意見はございますか。
(異議なし)
それでは、7番について何かご意見はございますか。
(異議なし)
それでは、8番について何かご意見はございますか。
(異議なし)
それでは、9番と10番は交換です。何かご意見はございますか。
(異議なし)
それでは、11番について何かご意見はございますか。
(異議なし)
それでは、12番について何かご意見はございますか。
(異議なし)
それでは、13番について何かご意見はございますか。
(異議なし)
それでは、14番について何かご意見はございますか。
(異議なし)

議長 それでは、議案第1号の1番から14番につきまして採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。
議長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農地を転用したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

事務局 番号1について、ご説明いたします。
本件は、一式町に居住する者が、自ら所有する一式町地先の農地4筆、面積708平方メートルの土地を駐車場として利用する為に転用の申請があったものです。
申請地は、市立市原小学校から北西へ約1.4キロメートルに位置し、周囲を畑、宅地、雑種地、道路、排水路に囲まれた土地であります。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は一式町に居住しておりますが、子どもの成長に伴い車の所有台数も増え、現状の敷地内では手狭となったことから駐車場整備を検討された結果、利便性を考慮し申請人の自宅から近い当該申請地を選定されました。
土地の利用計画については、自家用車10台と来客用2台の駐車場として利用される計画であります。
土地の造成計画につきましては、現状地盤の表土30センチメートルを鋤取り後、碎石30センチメートル盛土をして整地されます。雨水については、浸透処理されます。
申請地は、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。
申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。
資金については、全額自己資金にて調達され、添付書類についても問題はありませんでした。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2についてご説明いたします。
本件は、蒲生堂町に居住する者が、自ら所有する蒲生堂町地先の農地1筆、面積38平方メートルの土地を離れとして利用する為に転用の申請があったものです。
なお、本案件につきましては昭和63年頃に、申請者が離れを建設する為造成し利用していたとして、顛末書付きの申請となっております。
申請地は、市立蒲生北小学校から南西へ約400メートルに位置し、周囲を排水路、道路、宅地に囲まれた土地であります。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は、申請地に隣接する母屋に居住しておりますが、息子世帯と同居するに伴い手狭となったことから離れの建設を検討され、申請人の母屋に隣接し利便性のよい当該申請地を選定されました。
土地の利用計画につきましては、隣地の宅地にわたって建築面積が92.17

平方メートルの離れとして利用される計画であります。

土地の造成計画につきましては、顛末案件の為、現状のまま利用されます。雨水については、敷地内において集水し道路側溝で処理することとしています。申請地は、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

集落に接続して設置される離れであることから、例外的に許可できるものです。資金については顛末案件の為、発生せず、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3についてご説明いたします。

本件は、建部南町に居住する者が、自ら所有する北清水町地先の農地1筆、面積54平方メートルの土地を貸駐車場として利用する為に転用の申請があったものです。

なお、本案件については、農地法の許可を受けずに神社の駐車場として利用されており、平成21年に前所有者から遺贈により取得した時から現在のような状態であったとして、顛末書付きの申請となっています。

申請地は、市立湖東第三小学校から北西へ約1.3キロメートルに位置し、周囲を道路に囲まれた土地であります。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、近くにある神社の駐車場として使用するのに利便性が良く、引き続き駐車場として使用するため今回の申請に至りました。

土地の利用計画については、神社への参拝者用車両3台分の駐車場として利用される計画です。

土地の造成計画につきましては、現状のまま使用されます。雨水については、道路側溝へ放流されます。

申請地は、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については顛末案件の為、発生せず、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第4条第2項に基づき審査しましたところ、転用許可は相当と判断いたしました。

以上 ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

9番 7月6日に〇〇〇〇委員と私と事務局で現地調査を行いました結果を報告します。

1 番の駐車場ですが、申請人の自宅前の道路向かいに家族の自家用車と来客用及び事業用車両の駐車場として利用されます。一部奥の予定地には、農舎敷地を通じて通路が確保されています。また、承諾が必要になりますが、隣接する排水路に橋を架ければ進入も可能です。特に問題はなく許可相当と判断します。

2 番の住宅離れですが、離れ建築時の顛末案件です。現在申請人の本屋を建て替え中であり、土地の整理をする中で、離れの一部地の申請地が未許可であることが判明したとのことです。隣接水路があり、排水についても問題はないと考えます。農地に戻すよりも、住宅離れ等に活用されることは止むを得ないと判断します。

3 番の貸駐車場ですが、神社の駐車場として利用されている顛末案件です。申請地の近くにも駐車スペースがありますが、狭いために以前から申請地を神社の駐車場として利用されていました。今回、町外所有者が貸されるに当たり止むを得ないと判断します。

以上、調査報告とします。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。それでは、審議に入ります。1 番について、何かご意見はございますか。

議 長 私から伺いますが、1 番の駐車場は排水路側からも出入りできるのですか。

事務局 計画では、自宅の前面道路からの出入りで、奥の駐車場への通路を確保されています。

議 長 分かりました。他に意見はございますか。
(異議なし)
それでは、2 番について何かご意見はございますか。
(異議なし)
それでは、3 番について何かご意見はございますか。
(異議なし)

議 長 それでは、議案第 2 号につきまして採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議 長 全員挙手と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次ぎのとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号1についてご説明いたします。

本件は、甲賀市に所在を置く電気工事の設計、施工等を営む法人が、大塚町地先の農地3筆、面積2,051平方メートルの土地を売買により取得し、太陽光発電施設として使用するために転用の申請があったものです。

申請地は、私立ふたばこども園から南東へ約900メートルに位置し、周囲を田、畑、山林、原野、宅地用に囲まれた土地であります。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、太陽光発電施設の新設を検討していたところ、土地所有者から土地活用の相談があり、日当たりがよく、近隣に住宅が少ないことから、当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、横幅99.1センチメートル、長さ165センチメートルで1枚あたり315ワット出力の太陽光パネルを1,256枚設置し、総出力は396キロワットとなります。また、集めた電力を送電するパワーコンディショナーを6台設置する計画です。

土地の造成計画につきましては、現状のまま利用されます。雨水については、既設管から道路側溝で処理するとしています。

申請地は、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、代替性が見込めないことから例外的に許可し得るものです。

資金については、全額自己資金で賄われ、法定書類も添付されており、その他の書類についても特に問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2についてご説明いたします。

本件は、山上町に居住する者が、山上町地先の農地1筆、面積1,126平方メートルの土地を売買により取得し、貸駐車場として使用するために転用の申請があったものです。

申請地は、市立山上小学校から北西へ約900メートルに位置し、周囲を宅地、道路、排水路に囲まれた土地であります。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人が代表を務める法人は、山上町内にて葬祭業及び衣料品小売業を営んでおり、法人の事業場所に隣接し利便性がよく、所有者との話もまとまり、当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、マイクロバス3台と来客用39台の駐車場として利用される計画であります。

土地の造成計画につきましては、耕土を30センチメートル鋤取り、1メートル盛土をした後、碎石10センチメートル、乗入部のみアスファルト舗装10センチメートル仕上げとする計画です。雨水については、敷地内に会所柵を設け集水し、排水路へ排水するとしています。

申請地は、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

申請地周辺に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については、全額自己資金にて調達され、添付書類についても問題はありません。

ませんでした。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3についてご説明いたします。

本件は、中岸本町に居住する者が、中岸本町地先の農地1筆、面積499平方メートルの土地を交換により取得し、住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、市立湖東第三小学校から南東へ約1.2キロメートルに位置し、周囲を道路、畑に囲まれた土地であります。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、アパートで居住している譲受人の娘家族が帰ってきて、譲受人宅で同居することになりました。そこで、これを機に現在の住宅を娘夫婦に譲り、新たに譲受人夫婦の住宅を建設することを計画された結果、同じ町内で所有者と交換の話がまとまったことから当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積が120.90平方メートルの住宅建設と自家用車及び来客者用の駐車場として利用される計画であります。

土地の造成計画につきましては、耕土を20センチメートル鋤取り、80センチメートル盛土をした後、転圧して仕上げる計画です。雨水については、既存の道路側溝へ放流されます。

申請地は、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可できるものです。資金については、自己資金と親族からの借入金にて調達され、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4についてご説明いたします。

本件は、近江八幡市に居住する者が、南花沢町地先の農地2筆、合計面積138平方メートルの土地を売買により取得し、土蔵及び庭として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については、譲渡人の先代が昭和39年以前から農地法の許可を受けずに土蔵及び庭として利用していたとして、顛末書付きの申請となっています。

申請地は、ひばり公園から東へ約850メートルに位置し、周囲を道路、宅地、畑に囲まれた土地であります。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、現在近江八幡市に住宅がありますが、家族が増え手狭となったことから、市街地を離れて生活することを希望されました。申請地周辺環境が、申請者の希望と合致したことから、今回の申請に至ったものです。

土地の利用計画につきましては、隣接する宅地も含めて取得し、既存の住宅や土蔵、庭をそのまま使用される計画です。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため現状のまま使用されます。雨水については、既存の側溝へ放流されます。

申請地は、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地

であることから、第2種農地と判断できます。
申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。
資金については、全額自己資金にて調達され、添付書類についても問題はありませんでした。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号5についてご説明いたします。
本件は、今堀町に所在を置き電気工事業を営む法人が、蛇溝町及び今堀町地先の農地4筆、合計面積1,476平方メートルの土地を使用貸借により権利取得し、資材置場及び重機置場として利用するために転用の申請があったものです。
申請地は、近江鉄道長谷野駅の隣に位置し、周囲を道路、雑種地、鉄道用地に囲まれた土地であります。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、借人である法人は、事業拡大を計画され、社員を現在の27人から10人増員する予定です。これに伴い、社用車を10台とユンボを2台、ダンプを3台増大する計画であるため、現在資材置場と駐車場として使用している敷地では駐車スペースが不足することから、資材置場を移設するための新たな敷地確保を検討された結果、利便性を考慮し会社から近い当該申請地を選定されました。
土地の利用計画につきましては、現在の敷地内に保管している配管や電気関係の資材や砕石、砂並びに廃材の仮置き場、現在の敷地に置ききれないダンプ及び重機の駐車場として利用する計画であります。なお、現在の敷地は駐車場としてそのまま利用されます。
土地の造成計画につきましては、1メートル盛土をした後、転圧で仕上げる計画です。雨水については、敷地内で集水し浸透柵で処理されます。
申請地は、鉄道の駅から500メートル以内の区域であることから、第2種農地と判断できます。
申請地周辺に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。
資金については、全額自己資金にて調達され、添付書類についても問題はありませんでした。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号6についてご説明いたします。
本件は、彦根市に居住する者が、沖野三丁目地先の農地4筆、合計面積2,974平方メートルの土地を売買により取得し、駐車場及び資材置場として利用するために転用の申請があったものです。
申請地は、ひまわり幼稚園の東隣に位置し、周囲を宅地、雑種地、道路に囲まれた土地であります。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、申請地の近くで電気や水道工事業の事務所を構えておりますが、事業拡大に伴う資材倉庫の建設と設置済みの太陽光発電施設の増設を計画されました。これにより、資材置場のスペースが縮小するため、新たな土地を探しておられたところ、利便性を考慮して事務所から近い当該申請地を選定されました。
土地の利用計画につきましては、従業員用、営業用及び作業用車両の34台分

の駐車場と砕石や砂、建設資材の保管場所として利用される計画であります。土地の造成計画につきましては、耕土を30センチメートル鋤取り、50センチメートルの盛土をされた後、転圧仕上げとされる計画です。雨水については、敷地内に排水溝と吸込槽を設置し浸透処理されます。

申請地は、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

申請地周辺に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については、全額自己資金にて調達され、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号7についてご説明いたします。

本件は、宮川町に居住する者が、宮川町地先の農地1筆、面積26平方メートルの土地を交換により取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、もう一方の交換につきましては、宅地となります。

申請地は、市立蒲生北小学校から西へ約450メートルに位置し、周囲を道路、畑、宅地に囲まれた土地であります。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は申請地の隣に住宅がありますが、所有する自家用車8台を駐車するには敷地が狭いため、住宅に隣接し利便性のよい、当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、自家用車1台分の駐車場として利用する計画であります。

土地の造成計画につきましては、耕土を20から70センチメートル鋤取りした後、転圧仕上げとする計画です。雨水については、地下浸透で処理されます。申請地は、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については、全額自己資金にて調達され、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

7番 7月6日に〇〇〇〇委員と私と事務局で現地調査を行いましたので、その結果を報告します。

1 番の太陽光発電施設ですが、申請地は昨年までは耕作されていましたが、耕作も困難な状況となり、活用を検討されていた譲渡人から売買により施設を設置されるものです。集落居住地の南側に面しており、反射等による周辺環境への影響はないと考えます。申請地近くにおいても別事業者が大規模な太陽光発電施設を造成中であり、隣接農地についても支障は無いと思われまますので、許可相当と判断します。

2 番の貸駐車場ですが、譲受人は葬祭業を営む法人の代表で、申請地を売買で取得し、法人に駐車場として貸されます。土地は盛土して周辺の道路高や事業所の既存敷地高さに合わせて国道横の排水路に雨水排水されます。国道側に出入口を設けられるため道路法による許可も必要となりますが、総じて特に問題はなく、許可相当と判断します。

3 番の住宅ですが、先ほど 1 号議案の 9 番と 10 番で交換される当事者の申請地です。譲受人の子こども夫婦の家族が実家に住まわれるのを機に、ご夫婦が本地に転居される予定です。耕作道路も狭く既成田であり、生産性の低い農地でありますことから、活用方法としては止むを得ないものと判断します。

4 番の土蔵と庭ですが、市外在住の譲受人が県外在住の譲渡人所有の住宅を売買により取得し居住されますが、譲渡人の先代が住宅に隣接した土蔵と庭を未転用で使用されていた顛末案件です。集落居住地内にあることから止むを得ないものと判断します。

5 番の資材置場及び重機置場ですが、地元電気設備工事会社が事業拡大に伴い、近江鉄道の線路と県道に挟まれた不耕作農地を使用貸借にて活用されるものです。周辺沿道には同様の用途が他にもあります。県道が狭く交通量も多いため、今後の農地管理は困難であり生産性も低いことから、道路整備と合わせた土地利用を考えた場合、止むを得ないと判断します。

6 番の貸駐車場及び貸資材置場ですが、譲受人は申請地の近くで電気や水道工事業の事務所を構えている法人の代表です。事業拡大に伴い、資材倉庫等の建設を計画されており、現在使用されている駐車場と資材置場のスペースが減少するため、申請地を新たに利用されるものです。居住区内の農地であり、非効率で生産性も低いと思われることから、業務上の必要な施設として止むを得ないと判断します。

7 番の駐車場ですが、譲受人家族の自家用の駐車スペースが狭いことから隣接する申請地を交換で取得し利用されるものです。集落居住地内であり、特に問題はなく許可相当と判断します。

以上、調査報告とします。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。それでは、審議に入ります。

議 長 1 番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、2 番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、3番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、4番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、5番について、何かご意見はございますか。

9 番 前面の県道が狭く交通量も多いことから危険性もあり、耕作には不適地であると考えます。道路を含めた土地利用を図っていく必要があると考えます。

事務局 確かに道路は狭く安全性が確保できない場所であると思います。道路の法面が転用の造成盛土により埋まりますので、この部分は道路法により事業者と県が協議され、路肩の拡幅や水路を設けるなどの措置が条件として付されることが考えられます。

議 長 他に意見はありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、6番について、何かご意見はございますか。

15番 資材置場で転用許可を得ながら、住宅分譲のようにされる事業者がいるが、この案件も将来的にその様な可能性があるのではないか。

事務局 その様な事案があり、関係部署と連携しながら事業者を指導しているところです。

9 番 事案の現場を見せていただいたが、農地法違反とするなら、農業委員会も徹底した指導力を発揮する必要があると思いますので、事務局の考えを伺います。

2 番 どの様な指導なのですか。

事務局 違反については、事業者を呼び出し指摘し、転用許可用途での使用や農地への原形復旧などについて、都市計画部局等の関係部局とも連携して指導に当たっています。

8 番 事案の現場は営農が非常に困難で農地としての利用に適さない場所であり、地元も農地以外への利用を期待されています。転用確認を行う農業委員としては、資材置場であったものが用途の違うものになってしまうことが、どれだけ影響があるのか困惑を致しますので、今後の対応方針的なものがあればよいと思います。

議 長 お話しの事案については、事務局において今後の対応をお願いします。

他に意見はありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、7番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

議 長 それでは、議案第3号につきまして採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議 長 全員挙手と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第4号「東近江市農用地利用集積計画(案)について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

主 事 議案第4号東近江市農用地利用集積計画(案)を説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。

農用地利用集積計画は7月31日の公告を予定しておりまして、公告によって利用権が設定されることとなります。

今回、所有権移転はありませんでした。利用権設定は14件24筆、53,306平方メートルです。設定を受ける認定農業者は3名で39,069平方メートルが集積されており、認定農業者への集積率は約73パーセントです。

まず、議案の1ページから6ページが所有者と耕作者による貸借の利用権設定の議案になっております。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画(案)の決定をお願いするものです、どうぞよろしく願います。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、審議に入ります。本案につきまして何かご意見はございますか。
(異議なし)

議 長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第5号「東近江農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 本案の説明は、農業水産課主幹から説明の後、農業委員会事務局から見解を説明します。

主 幹 令和2年4月に申出がありました東近江農業振興地域整備計画の一部変更について説明させていただきます。

1件目について説明いたします。

本件の申出人は、東京都新宿区西新宿〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さんで、電気通信事業法による携帯電話無線基地局新設のために除外申請をするものです。

計画は、弱電波、不通話区域の解消を目的として、申出地周辺の安定した通信品質の確保を図るため用地を選定され、無線基地局を設置するものです。

申出地は、尻無町字笹原〇〇〇〇番の一部で、登記地目田、現況地目田、除外面積は、8平方メートルです。

規模も携帯電話基地局のアンテナを設置するコンクリート柱と無線機器類を設置する必要最小限となっています。

土地改良事業は、昭和59年国営かんがい排水事業愛知川地区、平成16年県営かんがい排水事業愛知川地区、平成16年県営ほ場整備事業玉緒中部地区尻無工区の実施の地区です。

なお、地元土地改良区、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動の意見書については、問題ありませんでした。

また、この案件については、農地転用許可が不要でかつ農振の開発許可も不要な公共性の高い案件であり、事業実施中もしくは実施後にすみやかに農振農用地区域とするべき土地でなくなったとして除外する事となっております。

事務局 それでは、農地転用の許可見込み並びに、このことに伴う農業振興整備計画の一部変更における農業委員会の見解を説明いたします。

本件については、携帯電話無線基地局新設であり、農地法施行規則53条第4号の規定（土地改良事業による事業のため）により許可不要で、農振除外はやむを得ないと判断します。

主 幹 2件目について説明いたします。

本件の申出人は、大阪市淀川区西中島〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。

申出人は、コンクリート製品の製造業を営んでいますが、近年の鉄道・道路網の整備に伴いPCコンクリート製品の需要が大幅に多くなり、既存の敷地では製品の製造増加と養生・保管場所の確保が難しく緊急の問題となることから、既存の敷地に隣接している土地で一体的に利用するために敷地拡張されるものです。

また、製品の養生・保管場として効率性、安全性を考慮した面積とされています。申出地は、五個荘和田町字五位田〇〇〇番の一部（外4筆）で、登記地目田、用悪水路、現況地目田、用悪水路、除外面積は7,028.86平方メートルです。

規模もコンクリートの製品置場として確保する必要最小限とされています。

土地改良事業は、昭和59年国営かんがい排水事業愛知川地区、平成16年県営かんがい排水事業愛知川地区、昭和62年県営ほ場整備事業五個荘西部地区の実施の地区です。

て、居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、転用の確実性があり、周辺の農地の営農条件への支障はないことから、転用許可見込みはあり、農振除外はやむを得ないと判断します。

事務局 以上のことから、事務局の意見案としましては番号1から番号4までにつきましては、除外は止むを得ないと判断します。

議長 除外説明並びに見解説明が終わりました。これより質疑に入ります。
議案第5号について、何かご意見はございますか。

2番 3件目についてですが、申請地の中に排水路がありますが、除外の区域に含まれるのですか。

主幹 今回の除外申請の区域に排水路も含まれます。

議長 他に意見はございませんか。

議長 それでは、質疑を終了し、議案第5号東近江農業振興地域整備計画の一部変更につきまして採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議長 次に、議案第6号「土地改良事業に係る非農用地区域の設定について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 今回、事業主体の〇〇〇〇〇〇土地改良区から土地改良法に基づき、団体営土地改良事業の計画段階で非農用地区域を設定することについて農業委員会に意見を求められているものです。
事業内容についてですが、別紙資料をご覧ください。
現在、国営土地改良事業湖東平野地区におきまして、永源寺ダム湖内掘削工事で、約38万立方メートルの掘削土の搬入を行った池之脇地先の山林において、現地の形状が変わり公図及び登記簿の整理ができていないため、団体営土地改良事業の換地処分の手法を用いて整理を行います。
事業の全面積は2.3ヘクタールで、そのうち非農用地面積は0.6ヘクタールです。
団体営土地改良事業の場合、関係農業委員会へ意見照会をしなければならないとなっています。
農業委員会事務局における意見としましては、登記地目は山林、雑種地の非農地であることから、意見は無い旨を回答したいと考えます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

(異議なし)

議長 それでは、質疑を終了し、議案第6号土地改良事業に係る非農用地区域の設定につきまして採決に移ります。

本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議長 次に、事務局長の専決事項として処理しております報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について」、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について」、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」、報告第4号「農地の貸借権の合意解約の報告について」を事務局に一括して報告を求めます。

事務局 それでは、報告第1号から報告第4号まで、一括して報告させていただきます。まず、報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告についてを報告させていただきます。

議案書11ページをご覧ください。

番号1について、ご説明します。

本件は、神郷町に居住する者が、自ら所有する佐生町地先の農地、面積84平方メートルの土地をガレージとして利用する為に届出があったものです。

届出地は、滋賀県消防学校から西へ約900メートル離れた「第1種中高層住専」内に位置します。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、届出地1件は、道路と住宅、田に囲まれた一角で、付近には影響もなく適正と認め受理したものです。

なお、受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「事務局長の専決事項」第8号「農地法第4条第1項第8号又は第5条第1項第7号に基づく届出の処理に係る委員会の権限」により交付しております。

事務局 次に、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告についてを報告させていただきます。

議案書12、13ページをご覧ください。

番号1についてご説明します。

本件は、五個荘宮荘町で不動産業を営む者が、長勝寺地先外の農地全31筆、全面積12,211.84平方メートルの土地を売買により権利取得し、分譲宅地として利用するために転用の届出があったものです。

届出地は、県立消防学校から西へ約560メートル離れた、「第1種中高層住専」に位置します。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

14ページをご覧ください。番号2についてご説明します。

本件は、佐野町で不動産業を営む者が、佐生町地先の農地の3筆、面積467平方メートルの土地を売買により権利取得し、住宅販売として利用するために転用の届出があったものです。

届出地は、県立消防学校から西へ約900メートル離れた、「第1種中高層住専」に位置します。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、届出地2件は、周囲を道路と田、宅地等に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

なお、受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「事務局長の専決事項」第8号「農地法第4条第1項第8号又は第5条第1項第7号に基づく届出の処理に係る委員会の権限」により交付しております。

事務局 次に、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告についてを報告させていただきます。

議案書15ページから17ページをご覧ください。

今回の番号1番から番号19番につきましては、全て相続により所有権を取得されたものです。

届出人について、「あっせん希望の有無」については、番号12が「有」となっており、その他のすべては「無」となっております。

「あっせん希望の有」の番号12につきましては、現在、事務局側で届出人の意向を確認し、この内容結果によりあっせん活動に取り組んでいます。

なお、届出をされた者への受理通知につきましては、届出された農地について「農地台帳」等関係書類により確認後、第14条「専決事項」第9号「その他軽易な事項に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。

事務局 続いて、報告第4号、農地の貸借権の合意解約の報告についてを報告させていただきます。

議案書18ページから19ページをご覧ください。

賃貸借及び使用貸借の合意解約について説明をします。

賃貸借権の合意解約につきましては、1番のみです。

続いて記載の使用貸借の合意解約につきましては、1番から4番です。

なお、合意解約内容及び解約理由につきましては議案書記載のとおりです。

事務局 以上、報告第1号から報告第4号の報告とさせていただきます。

議長 事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告事項について、何かご意見はございますか。

議長 特にないようですので、これで「報告事項」を終わります。

議長 以上で本日の議事及び協議、報告案件はすべて終了致しました。

これをもって令和2年度、第4回、7月期の月例総会を終了致します。
長時間のご審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長 ○○ ○○

19番 ○○ ○○

20番 ○○ ○○